

2017年情報セキュリティ調査から見えてくる改正個人情報保護法の理解度と施策の実施状況 — プライバシーマーク取得事業者を中心に —

小倉久宜[†] 原田要之助[†]

概要 情報セキュリティ大学院大学原田研究室(教授: 原田要之助)では、情報セキュリティマネジメントの研究として毎年「情報セキュリティ調査」を、組織(民間企業・官公庁・教育機関)を対象に実施している。本年度の調査(2017年8月実施)において、平成29年5月30日に全面施行された(改正)個人情報保護法の改正内容の理解度や企業で実施した施策について調査した。本稿では、プライバシーマーク取得事業者に対する分析結果について報告する。

キーワード: 個人情報保護法, プライバシーマーク, 情報セキュリティ調査

The understanding degree and the counter measures on Enterprises and Organizations of the amended Personal Information Protection Act through the Questionnaire Survey in 2017 — Focusing Mainly on the Privacy mark acquisition company —

HISAYOSHI OGURA[†] YONOSUKE HARADA[†]

1. はじめに

情報セキュリティ大学院大学原田研究室では、「情報セキュリティ調査」を2012年より実施している。本稿では、2017年8月に実施した「情報セキュリティ調査」アンケートから得られた結果を報告する[1]。アンケートは郵送で実施し、送付先は、プライバシーマーク取得組織、I SMS認証取得組織、官公庁、教育機関などから選んだ4,500組織である。回答は429件(9.5%)が得られた。本稿では、回答の未記入および択一問題における重複回答の無効回答は無回答として処理している。

2. プライバシーマーク制度

プライバシーマークは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するプライバシーマーク制度(「日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度」[2])により付与される。プライバシーマークを付与するための審査にあたっては、「JIS Q15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」[3](以下、「JIS Q15001」)または「要求事項」と呼ぶ)および「JIS Q15001 各要求事項についての

プライバシーマーク付与適格性審査の基準」[4](以下、「審査基準」と呼ぶ)が使用される。以下ではプライバシーマーク(以下、Pマーク)を付与された事業者(組織)を「Pマーク取得事業者」、付与されていない事業者(組織)を「Pマーク未取得事業者」と呼ぶ。

3. 調査の概要

3.1 回答者の業種別内訳

本調査では、設問 Q3[a]にて回答者の業種について日本標準産業分類にもとづき質問を行っている。

3.1.1 回答者全体

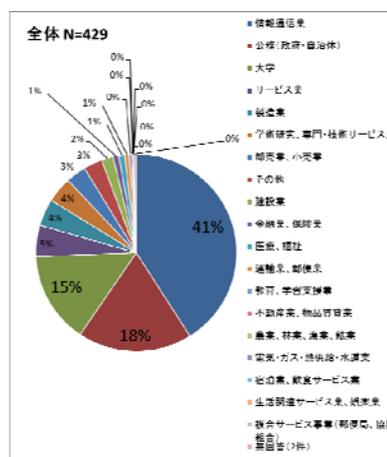


図 3-1 回答者の業種別内訳 (全体)

[†]情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科
Graduate School of Information Security, Institute of Information Security

a)本調査における設問の一覧(Q1~Q47)については、原田研究室のホームページを参照のこと。

回答者全体 (N=429) の業種別の内訳について、図 3-1 に示す。業種は、情報通信産業が 41%、公務 (政府・自治体) が 18%、大学が 15%であり、それら以外が 26%であった。

3.1.2 P マーク取得事業者

本調査では設問 Q7 にて P マーク取得の有無について質問を行っている。P マーク取得事業者の数は 178 (N=178) であった。P マーク取得事業者の業種別の内訳について図 3-2 に示す。情報通信産業が 63%であった。公務 (政府・自治体) ならびに大学は 0%であった。

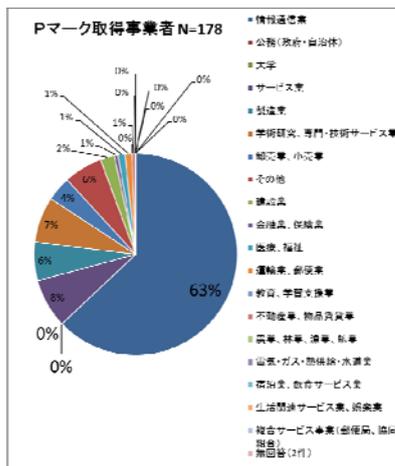


図 3-2 回答者の業種別内訳 (P マーク取得事業者)

3.1.3 P マーク未取得事業者

設問 Q7 において P マーク未取得事業者の数は、246 (N=246) であった。P マーク未取得事業者の業種別の内訳について図 3-3 に示す。情報通信産業が 26%であった。公務 (政府・自治体) が 32%、大学が 26%であった。

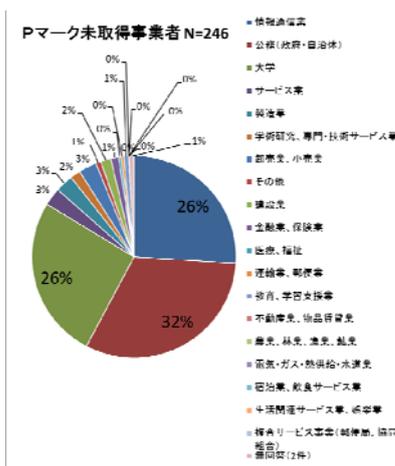


図 3-3 回答者の業種別内訳 (P マーク未取得事業者)

次章以降の調査結果を利用する場合においては、①情報通信産業 26%はすべて I SMS 認証を取得している組織であること (本調査では、公務・大学以外は、P マークまたは I SMS を取得している組織に調査票を送付している)、②公務 (政府・自治体) においては個人情報保護法の義務規定部分の直接の適用を受けないこと、③大学においては設置主体により個人情報保護法の義務規定の適用を受ける

場合と受けない場合があること等を考慮する必要がある。

4. 改正個人情報保護法に関する調査項目

本調査の調査項目のうち、改正個人情報保護法に関する設問は以下の 3 項目である。

- (1) 保有個人データの保有件数 (設問 Q19)
- (2) 改正個人情報保護法への理解度 (設問 Q20)
- (3) 個人情報保護法改正に対する対応のため実施した施策 (設問 Q21)

設問 Q20 の作成には、改正個人情報保護法に関して経済産業省が中小企業向けに実施した説明会 [b] の配布資料 [5] および一般に入手が容易と思われる入門書である文献 [6] [7] を参考にしている。また、設問 Q21 の作成には、JIPDEC の実施したアンケートを参考にしている [8]。

なお、全体で 429 件の回答のうち、P マークの取得有無についての設問 Q7 では無効回答が 5 件あった。そのため、回答者全体についての分析は N=429 で行い、P マーク取得事業者については N=178、P マーク未取得事業者については N=246 で分析している。

5. 保有個人データの保有件数

回答者の属性として保有個人データの保有件数に関する質問を行った。質問項目 (設問 Q19) を表 5-1 に示す。

表 5-1 設問 Q19 保有件数についての質問

[Q19]. 保有個人データの保有件数についてお答えください。(○印はひとつだけ)	
1	5,000 件以下
2	5,001 件~50,000 件
3	50,001 件以上
4	わからない

5.1 全体

回答者全体の保有個人データの保有件数別の内訳を図 5-1 に示す。

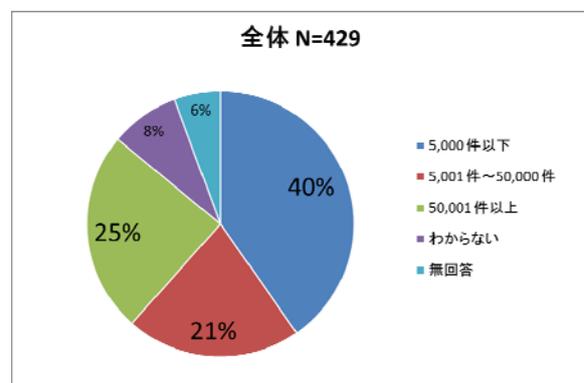


図 5-1 保有個人データの保有件数 (全体)

「5,000 件以下」が 40%であり、最も多かった。「わからない」が 8%、「無回答」が 6%であった。

b) 説明会は平成 27 年 9 月~平成 28 年 2 月に実施された。

5.2 Pマーク取得事業者

Pマーク取得事業者の保有個人データの保有件数別の内訳を図 5-2 に示す。「5,000 件以下」が 55%であり、最も多かった。「わからない」が 4%、「無回答」が 4%であり、回答者全体に比べて低い値となっている。

5.3 Pマーク未取得事業者

Pマーク未取得事業者の保有個人データの保有件数別の内訳を図 5-3 に示す。「5,000 件以下」は 30%であった。「50,001 件以上」も 30%であった。「わからない」が 11%、「無回答」が 7%であり、ともに回答者全体に比べて高い値となっている。

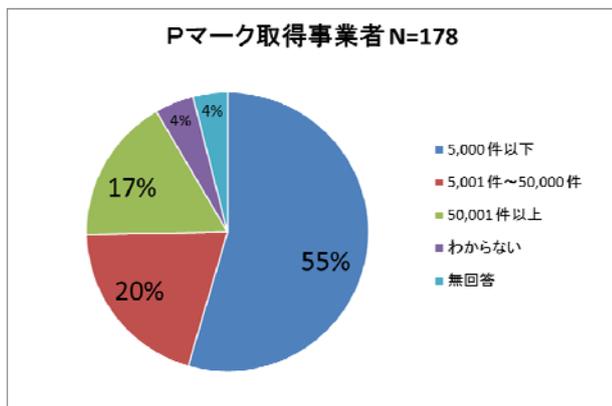


図 5-2 保有個人データの保有件数 (Pマーク取得事業者)

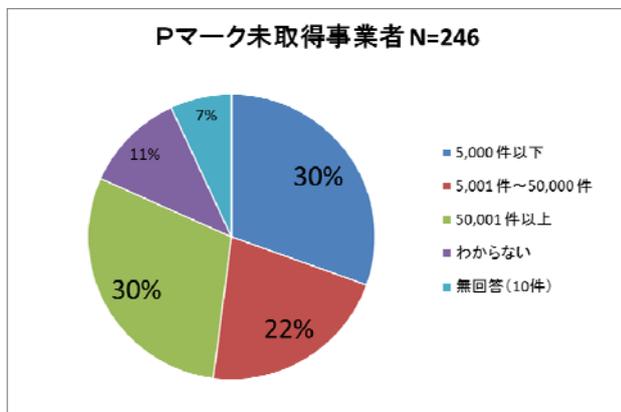


図 5-3 保有個人データの保有件数 (Pマーク未取得事業者)

6. 改正個人情報保護法への理解度

本章では、改正法への理解度についての調査結果について述べる。最初に調査対象全体に対する調査結果、次にPマーク取得事業者に対する調査結果、最後にPマーク未取得事業者について述べる。質問項目(設問 Q20)を表 6-1 に示す。質問は、各項目に対して「十分理解している」「およそ理解している」「知っているがあまり理解していない」「知らない」のひとつを選択してもらう形で実施した。

ここで、「理解度」は、「十分理解している」「およそ理解している」の2つの項目を選択した数を合計したものである。

表 6-1 理解度についての質問

[Q20]. 改正個人情報保護法への理解度についてお答えください。(○印はひとつだけ)
 (※以下の改正項目の各項目毎に、「十分理解している」「およそ理解している」「知っているがあまり理解はしていない」「知らない」から択一)

改正項目	
20-1	中小規模事業者特例(5,000 人要件)の廃止*
20-2	個人識別符号
20-3	匿名加工情報
20-4	要配慮個人情報
20-5	第三者提供に係る記録等の義務
20-6	第三者提供のオプトアウトに対する規制
20-7	外国にある第三者への提供
20-8	個人データの消去努力義務
20-9	個人情報データベース等盗用罪[c]

*以下では、「5000 人特例の廃止」として表記している

6.1 調査対象全体の理解度

調査対象全体 (N=429) に対する調査結果を図 6-1 に示す。グラフでは、理解度が上位の項目から順に並べている。理解度は、「個人識別符号」が最も高く 72%、「外国にある第三者への提供」が最も低く 40%であった。

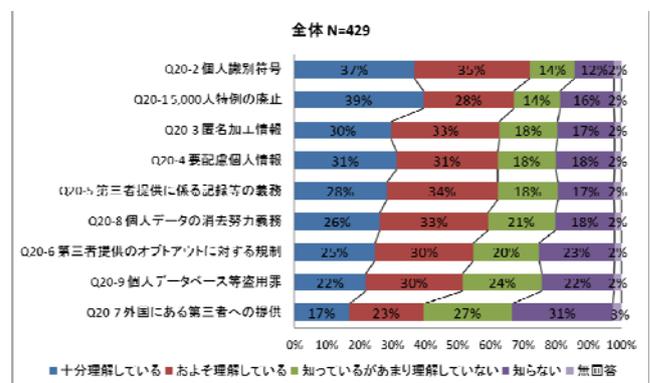


図 6-1 理解度 (全体)

6.2 Pマーク取得事業者 (全体) の理解度

Pマーク取得事業者 (N=178) に対する調査結果を図 6-2 に示す。グラフでは、調査対象全体の理解度が上位の項目から順に並べている (以下同じ)。

理解度は、Pマーク取得事業者は調査対象全体よりも高い値をしめしている。理解度は、「個人識別符号」が最も高く 78%、「外国にある第三者への提供」が最も低く 52%であった。

c) 今回の設問では、「個人情報データベース等不正提供罪」を「個人情報データベース等盗用罪」とした。

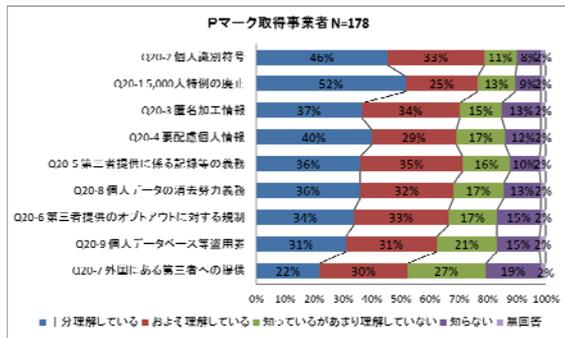


図 6-2 理解度 (Pマーク取得事業者)

6.3 Pマーク取得事業者(規模別)の理解度

設問 Q5「直近の全従業員数」の結果をもとに以下の3層に分割し、各層毎に分析した

- 1) 従業員数 301 人以上 (以下, 「大規模事業者」) (N=38)
 - 2) 従業員数 51 人~300 人 (以下, 「中規模事業者」) (N=69)
 - 3) 従業員数 50 人以下 (以下, 「小規模事業者」) (N=71)
- 各層の理解度を図 6-3, 図 6-4, 図 6-5 に示す。

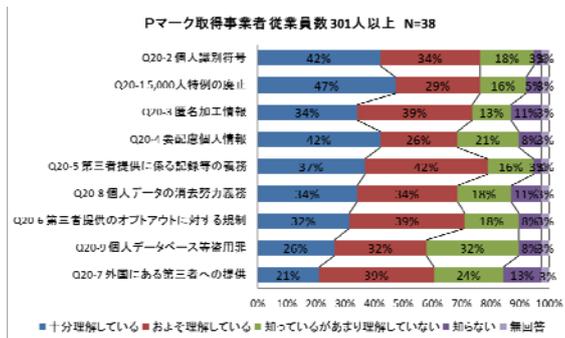


図 6-3 理解度 (Pマーク取得事業者: 301人以上)

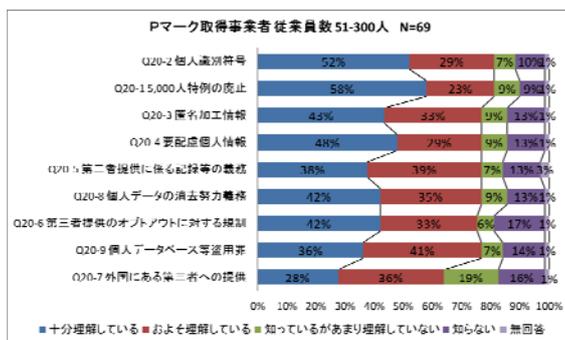


図 6-4 理解度 (Pマーク取得事業者: 51~300人)

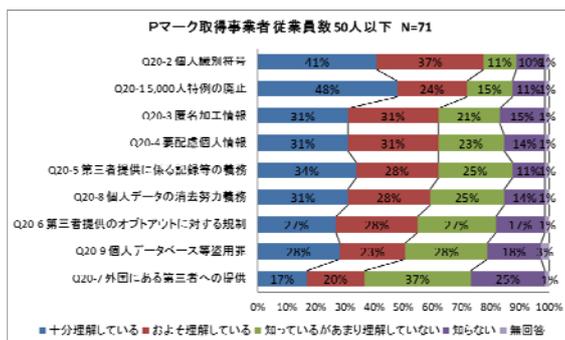


図 6-5 理解度 (Pマーク取得事業者: 50人以下)

(1) 大規模事業者 (従業員数 301 人以上)
 理解度は「第三者提供に係る記録等の義務」が最も高く 79%, 「個人データベース等盗用罪」が最も低く 58%であった。

(2) 中規模事業者 (従業員数 51 人~300 人)
 理解度は「5,000 人特例の廃止」および「個人識別符号」が最も高く 81%, 「外国にある第三者への提供」が最も低く 64%であった。

(3) 小規模事業者 (従業員数 50 人以下)
 理解度は「個人識別符号」が最も高く 78%, 「外国にある第三者への提供」が最も低く 37%であった。

(4) 理解度の傾向

3つの層を通して見ると、以下の傾向がある。

- ①理解度は、従業員数の多い企業ほど高いとはいえない。
- ②大規模事業者では「第三者提供に係る記録等の義務」の理解度が最も高い。
- ③理解度の最も高い項目と最も低い項目の理解度の差は、小規模事業者が一番大きい。
- ④「外国にある第三者への提供」の理解度は、各層ともに最下位である

6.4 Pマーク未取得事業者の理解度

Pマーク未取得事業者 (N=246) に対する調査結果を図 6-6 に示す。

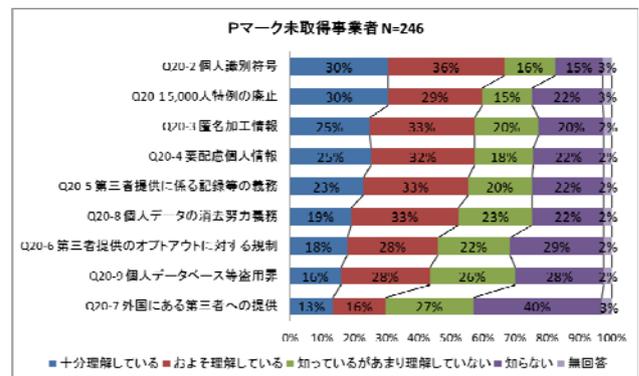


図 6-6 理解度 (Pマーク未取得事業者)

理解度は、「個人識別符号」が最も高く 66%, 「外国にある第三者への提供」が最も低く 29%の理解度であった。

6.5 理解度の一覧

理解度に関する調査結果の数値の一覧を表 6-2 に示す。

表 6-2 理解度の一覧

項目	回答者全体 N=429	Pマーク取得事業者 (P有)				Pマーク未取得事業者 N=246
		P有全体 N=178	P有301人以上 N=38	P有51-300人 N=69	P有50人以下 N=71	
1 Q20-2 個人識別符号	72%	78%	76%	81%	78%	66%
2 Q20-1 5,000人特例の廃止	67%	75%	76%	81%	72%	59%
3 Q20-3 匿名加工情報	63%	71%	74%	76%	62%	58%
4 Q20-4 要配慮個人情報	62%	69%	68%	77%	62%	57%
5 Q20-5 第三者提供に係る記録等の義務	62%	71%	79%	77%	62%	55%
6 Q20-8 個人データの消去努力義務	59%	68%	68%	77%	59%	52%
7 Q20-6 第三者提供のオプトアウトに対する規制	55%	67%	71%	75%	55%	46%
8 Q20-9 個人データベース等盗用罪	52%	62%	58%	77%	51%	44%
9 Q20-7 外国にある第三者への提供	40%	52%	61%	64%	37%	29%

(項目は、「回答者全体」での理解度が高い順から並べている)

6.6 理解度に関する考察

本節では、理解度における主な特徴点およびそれに対

する考察を述べる。

6.6.1 Pマーク取得事業者と未取得事業者の理解度

Pマーク取得事業者と未取得事業者の理解度を比較すると、Pマーク取得事業者のほうが全体的に理解度が高い。また、両者の理解度の差も、最も大きいもので23%（「外国にある第三者への提供」）、理解度の差が最も少ないものでも12%（「要配慮個人情報」）と両者の間の差は大きい（表6-2）。これはPマーク取得事業者は、JIS Q15001の要求事項の「3.3.2 法令、国が定める指針その他の規範」において法令等の特定が求められているために、改正に対する関心が高いことに起因していると思われる。

6.6.2 Pマーク取得事業者の規模別の理解度

今回の調査では、改正項目に対しては、その項目名のみを示す形としている。そのため回答者の理解度は、改正の内容について把握するために使用した資料・文献の詳細度等の内容に左右される可能性が大きいと考えられる。Pマーク取得事業者のうち大規模事業者では実務的な解説書により改正内容の中身まで踏み込んだ理解、中規模・小規模事業者では入門書あるいは説明会資料等で表面的な理解のみに留まっている可能性がある。大規模事業者では従来から法やJIS Q15001の要求事項に対する理解度が高く、改正に対する理解度については、厳しめに自己評価し回答しているものと考えられる。

また、Pマークの事務局の担当者の人数・属性は事業者の規模に依存し、実態は以下のようになっていると考えられる。1）小規模事業者は総務担当者等の多々の業務のうち一タスクとして対応している、2）中規模事業者はPマークへの従事度が高いが兼務状態で対応している、3）大規模事業者は専任あるいは専任に近い状態でPマークへの対応を主な業務としている、と想定され、その影響もあると思われる。

6.6.3 5,000人特例の廃止の理解度

「5,000人特例の廃止」は、すべての事業者の区分で高い値を示している（大規模76%、中規模81%、小規模72%）（表6-2）。

「5,000人特例の廃止」は、改正前の個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者に該当しなかった事業者が個人情報取扱事業者となり義務の適用対象となるので、事業者への影響が非常に大きいため全体的に関心が高いと思われる。Pマーク取得事業者においても、5000人特例の適用対象であってもビジネス上の必要性からPマークを取得している事業者も多いと推測され、自社の既存のマネジメントシステムに対してどの程度の影響がでるかという点で関心が高いと思われる。

6.6.4 個人データベース等盗用罪の理解度

大規模事業者においては、設問項目全体を通して理解度は高いが、「個人データベース等盗用罪」の理解度が58%と最下位になっている。「個人データベース等盗用罪」は両

罰規定であり法人も罰せられるため、認知度が低いとは想定していなかった。なお、今回の設問では、「個人情報データベース等不正提供罪」を「個人データベース等盗用罪」として質問している。

7. 改正対応のため施策の実施度

本章では、改正法対応のために実施した施策についての調査結果を述べる。最初に調査対象全体（N=429）に対する調査結果、次にPマーク取得事業者（N=178）、最後にPマーク未取得事業者（N=426）について述べる。

質問項目（設問Q21）は表7-1のとおりであり、（回答は複数選択可で行った。以下、「実施した施策」として選択した割合を「実施度」としている。

表 7-1 実施した施策 設問項目（Q21）

[Q21] 個人情報保護法改正に対する対応のため、実施した施策についてお答えください。（複数回答可）
① 個人情報保護方針、規程類の新規作成
② 個人情報保護方針、規程類の見直し
③ 社内管理体制の構築・見直し
④ 従業者教育の実施
⑤ 保有する個人情報の棚卸し
⑥ 個人情報の取扱いフローの見直し
⑦ リスク分析・評価の実施
⑧ 新たな物理的安全管理措置の導入
⑨ 新たな技術的安全管理措置の導入
⑩ 委託先管理についての見直し
⑪ 外国にある第三者への提供の見直し
⑫ その他
⑬ 特に施策は実施していない

7.1 調査対象全体の実施度

調査対象全体（N=429）に対する調査結果を図7-1に示す。グラフでは、実施度が上位の項目から順に並べている。

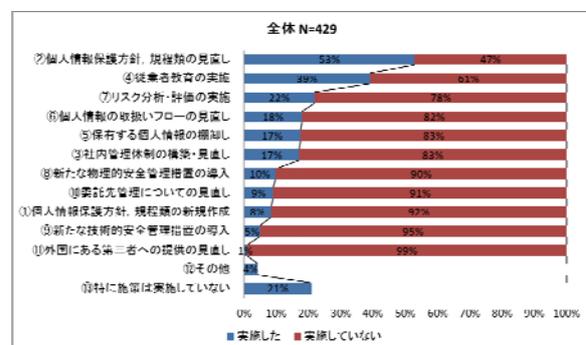


図 7-1 実施度 (全体)

実施度は、「②個人情報保護方針、規程類の見直し」が最も高く53%、「⑪外国にある第三者への提供の見直し」が最も低く1%であった。また「⑬特に施策を実施してい

ない」は21%であった。

7.2 Pマーク取得事業者（全体）の実施度

Pマーク取得事業者（N=178）に対する調査結果を図7-2に示す。グラフでは、調査対象全体の実実施度が上位の項目から順に並べている（以下同じ）。

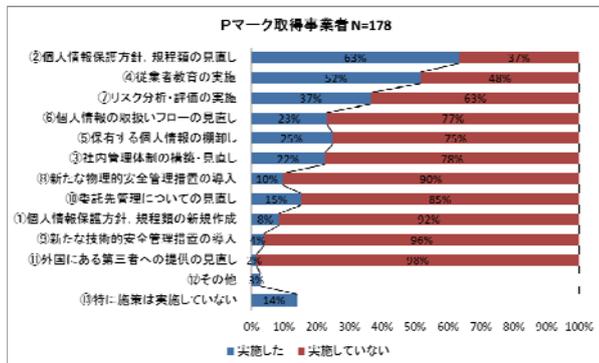


図 7-2 施策の実施度 (Pマーク取得事業者)

実施度は、「②個人情報保護方針、規程類の見直し」が最も高く63%、「⑪外国にある第三者への提供の見直し」が最も低く2%であった。また「⑬特に施策を実施していない」は14%であった。

7.3 Pマーク取得事業者（規模別）の実施度

設問Q5「直近の全従業員数」の結果をもとに以下の3層に分割し、各層毎に分析した

- 1) 従業員数301人以上（以下、「大規模事業者」）(N=38)
- 2) 従業員数51人~300人（以下、「中規模事業者」）(N=69)
- 3) 従業員数50人以下（以下、「小規模事業者」）(N=71)

各層の実施度を図7-3 図7-4 図7-5に示す。

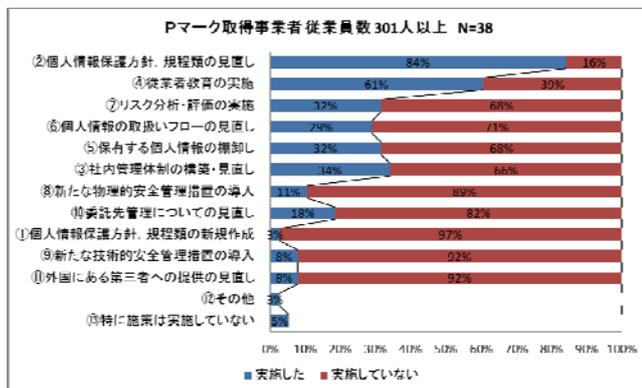


図 7-3 実施度 (Pマーク取得事業者:301人以上)

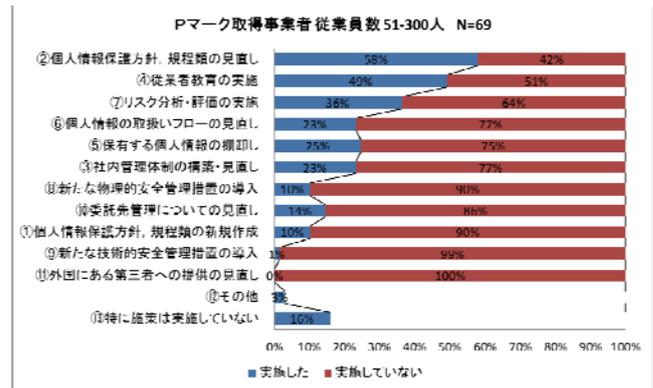


図 7-4 実施度 (Pマーク取得事業者: 51~300人)

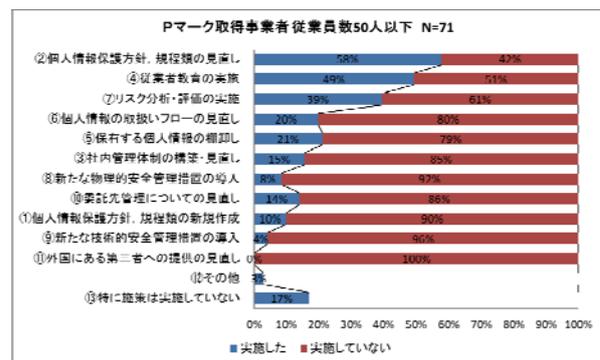


図 7-5 実施度 (Pマーク取得事業者: 50人以下)

- (1) 大規模事業者（従業員数301人以上）

実施度は、「②個人情報保護方針、規程類の見直し」が最も高く84%、「①個人情報保護方針、規程類の新規作成」「⑫その他」が最も低く両者ともに3%であった。また「⑬特に施策を実施していない」は5%であった。

- (2) 中規模事業者（従業員数51人~300人）

実施度は、「②個人情報保護方針、規程類の見直し」が最も高く58%、「⑪外国にある第三者への提供の見直し」が最も低く0%であった。また「⑬特に施策を実施していない」は16%であった。

- (3) 小規模事業者（従業員数50人以下）

実施度は、「②個人情報保護方針、規程類の見直し」が最も高く58%、「⑪外国にある第三者への提供の見直し」が最も低く0%であった。また「⑬特に施策を実施していない」は17%であった。

- (4) 実施度の傾向

3つの層を通して見ると、以下の傾向がある。

- ①実施度は、従業員数の多い企業ほど高い。
- ②実施度の最も高い項目と最も低い項目の実施度の差は、301人以上の層が一番大きい。
- ③「外国にある第三者への提供の見直し」は、各層ともに非常に低く、50人以下および51人~300人の層では0%であった。

7.4 Pマーク未取得事業者の実施度

Pマーク未取得事業者（N=246）に対する調査結果を図7-6に示す。

実施度は、調査対象全体に比べて全体的に低い傾向を示している。実施度は、「②個人情報保護方針、規程類の見直し」が最も高く45%、「⑩外国にある第三者への提供の見直し」が最も低く0%であった。また「⑬特に施策を実施していない」は26%であった。

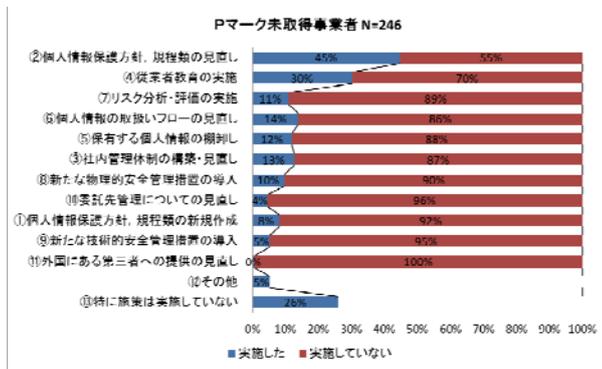


図 7-6 実施度 (Pマーク取得未事業者)

7.5 実施度の一覧

以上の実施度に関する調査結果の数値の一覧を表7-2に示す。

表 7-2 実施度の一覧

項目	実施した施策	回答者全体	Pマーク取得事業者 (P有)				Pマーク未取得事業者
			P有全体	規模別 (従業員数)			
				P有301人以上	P有51-300人	P有50人以下	
1	①個人情報保護方針、規程類の見直し	53%	63%	84%	58%	58%	45%
2	②従業者教育の実施	39%	52%	61%	49%	49%	30%
3	③リスク分析・評価の実施	22%	37%	32%	36%	39%	11%
4	④個人情報の取扱いフローの見直し	18%	23%	29%	23%	20%	14%
5	⑤保有する個人情報の棚卸し	17%	25%	32%	25%	21%	12%
6	⑥社内管理体制の構築・見直し	17%	22%	34%	23%	15%	13%
7	⑦新たな物理的安全管理措置の導入	10%	10%	11%	10%	8%	10%
8	⑧委託先管理についての見直し	9%	15%	18%	14%	14%	4%
9	⑨個人情報保護方針、規程類の新規作成	8%	8%	3%	10%	10%	8%
10	⑩新たな技術的安全管理措置の導入	5%	4%	8%	1%	4%	5%
11	⑪外国にある第三者への提供の見直し	1%	2%	8%	0%	0%	0%
12	⑫その他	4%	3%	3%	3%	3%	5%
13	⑬特に施策は実施していない	21%	14%	5%	16%	17%	26%

(順度は、「回答者全体」での実施度が高い順から並べている)

7.6 実施度に関する考察

本節では、実施度における主な特徴的な点およびそれに対する考察を述べる。

7.6.1 方針・規程類の見直し

「個人情報保護方針、規程類の見直し」の実施度は、Pマーク未取得事業者が45%であるのに比較して、Pマーク取得事業者は20%以上高い実施度(63%)を示している。特に大規模事業者では84%となっている。これは、Pマーク取得事業者は、JIS Q15001の「3.3.2 法令、国が定める指針その他の規範」の要求事項へ対応するため高い値となっていると思われる。

7.6.2 従業者教育の実施

本項目についても、Pマーク取得事業者は、高い値(61%

～49%)を示しているのに対して、Pマーク未取得事業者は30%となっている。本項目については、JIS Q15001の「3.4.5 教育」が求める「定期的な適切な教育」の一環として、改正に関する事項を教育しているものと思われる。

7.6.3 リスク分析・評価の実施

「リスク分析・評価」の実施度は、Pマーク取得事業者が39%～32%であるのに対し、Pマーク未取得事業者は11%と極端に低い。Pマーク取得事業者は、JIS Q15001においても「3.3.3 リスクなどの認識、分析及び対策」としてリスク分析・評価を明示的に要求されているのに対し、Pマーク未取得事業者はJIS Q15001の要求事項の適用は受けず、また個人情報保護法の改正や新しいガイドラインに対して関心がないためと考えられる。

「リスク分析・評価」の実施度は、Pマーク取得事業者の中で、小規模事業者が最も高い(39%)。しかし、「リスク分析・評価」の実施度が高いにも関わらず、そのために必要な個人情報の「取扱いフローの見直し」や「棚卸し」の実施度が低い。これは小規模事業者においてはPマーク取得コンサルティング会社(以下、コンサル会社)の提供するリスク分析・評価ツールに依存している可能性が高いと思われる。ツールを利用したおぼろげなリスク分析・評価を再実行しただけの可能性がある。これでは、法令が変わったことで生じる新しいリスクに十分に対応できないことを理解していないように思われる。なお、コンサル会社はツールの改正法対応を、JIS Q15001や認証基準の改正版の公表後[d]に行うものと思われる再実行の実効性は低いと思われる。

一方、大規模事業者は、「リスク分析・評価」の実施度と「取扱いフローの見直し」「棚卸し」の実施度は同程度であり、実効性のあるリスク分析・評価が行われていると思われる。

8. まとめ

本研究では、2017年8月に実施した「情報セキュリティ調査」における改正個人情報保護法に関する設問項目についてプライバシーマーク取得事業者を中心にその現状を分析した。

今回の分析からは、改正個人情報保護法に関する理解度、改正に対応して実施した施策の実施度について把握することができた。その結果、プライバシーマーク取得事業者は理解度・施策の実施度ともに未取得事業者に比べて高いことが分かり、プライバシーマーク制度は改正個人情報保護法の理解・施策の実施のために寄与していると言える。今回の調査は改正個人情報保護法の全面施行直後の状態を調査したものであり、いわば「初期値」を把握したものである。今後、継続して調査することにより改正個人情報保護法の定着の進展度合いを知ることができると考える。

d) JIS Q15001:2006は2017年12月、認証基準は2018年1月に改正された。

なお、今回示した調査結果は、「2017年情報セキュリティ調査」の調査結果の一部であり、調査票および他の調査結果は、情報セキュリティ大学院大学の以下のページにおいて公開されている。

(http://lab.iisec.ac.jp/~harada_lab/survey.html)

謝辞

本調査を実施するにあたり、アンケートの回答にご協力を頂きました企業や団体、組織の皆様に感謝します。

またアンケートの封入、データ入力に多大なご協力をいただいた各位に感謝いたします。さらにご指導いただいた本学原田研究室の客員研究員・在学生各位、ならびに本学事務局の皆様に感謝いたします。

参考文献

- [1] 金 根學、根岸 秀忠、副島 恵子、小倉 久宜、金子 啓子、村崎 康博、神橋 基博、梅木 久志、大泊 裕、原田 要之助。
“2017年情報セキュリティ調査から見えてくる組織（民間企業・官公庁・教育機関）における現状”，2018年 暗号と情報セキュリティシンポジウム講演予稿集、1C2-4
- [2] “プライバシーマーク制度 概要と目的”，
https://privacymark.jp/system/about/outline_and_purpose.html ，
(参照 2018-01-15)
- [3] 日本規格協会．個人情報保護マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 15001:2006，2006
- [4] 日本情報処理開発協会．JIS Q 15001:2006 をベースにした個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン [第2版] p.35 以降．2010
- [5] 経済産業省．改正個人情報保護法の概要と中小企業の実務への影響．
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/01kaiseikojinjoh.pdf (参照 2018-01-15)
- [6] 影島広泰．これで安心！個人情報保護・マイナンバー．日本経済新聞社，2017
- [7] 岡村久道．個人情報保護法の知識（第四版）．日本経済新聞出版社，2017
- [8] “改正個人情報保護法対応 春頃までに体制構築対応を予定している企業は6割，対応済は1割に満たず”，
<https://www.jipdec.or.jp/topics/news/20170310.html> ，
(参照 2018-01-15)